

滑川市学校部活動等在り方ガイドライン

令和 7 年 4 月

滑川市教育委員会

目次

○はじめに	1
○策定の趣旨	1
I 学校部活動	2
1 学校部活動の位置付け	2
2 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 適切な休養日と活動時間の設定	3
4 適切な指導の実施	4
(1) 適切な指導	
(2) 不祥事の防止	
(3) 事故防止と事故への対応	
(4) 指導現場での応急処置	
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	11
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置	
(2) 外部指導者の活用	
(3) 地域との連携等	
(4) 参加する大会等の精選	
II 地域クラブ活動	13
1 地域クラブ活動の在り方	13
2 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備	13
(1) 検討体制の整備	
(2) 運営団体となる事務局の設置	
(3) 推進体制（グランドデザイン）	
3 適切な運営や効率的・効果的な活動に向けた体制整備	15
(1) 参加者	
(2) 運営団体と実施主体	
(3) 関係者間の連携体制の構築等	
(4) 指導者	
(5) 活動場所の確保	
(6) 適正な運営方法	
4 適切な指導の実施	18
(1) 適切な休養日と活動時間の設定	
(2) 適切な指導	
(3) スポーツ外傷・障害、事故の防止と健康管理	
5 学校との連携	20
(1) 教育的意義	
(2) 情報の共有及び提供	

〇はじめに

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上を図る目的以外にも、好ましい人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感、責任感の涵養等、多様な学びの場として、教育的意義のある活動である。

しかし、全国的に少子化の進展や学校の働き方改革が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難な状況になってきており、滑川市においても、例外ではなく、このような状況の中で、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

そこで、滑川市では、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」及び県の「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和5年12月）」に基づき、本市の実情に応じて段階的に学校部活動の地域連携・地域展開を進めていくこととする。

これまで、「学校単位」で教員が担うことを前提として行われてきた学校部活動の教育的意義を学校を含めた地域で継承・発展しつつ、生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、学校、地域、保護者で共通理解を得られるよう意識改革を図り、学校部活動の地域展開に取り組むものである。

〇策定の趣旨

本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会及び持続可能な体制を構築することを目指し、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方等について示すとともに、国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」及び「改革実行期間（令和8年度以降）」における取組の方向性について、本市の考え方を示し、新たな地域クラブ活動への展開を円滑に推進していくために策定するものである。

また、本市の教育委員会、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本ガイドラインの内容を踏まえて、安全・安心な活動環境の構築に努め、実情に合わせて様々な手法の中から工夫を凝らし、段階的に取組を進めていくことができるよう策定するものである。なお、本ガイドラインは、実情に合わせて適宜見直すものとする。

I 学校部活動

1 学校部活動の位置付け

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、体力や技能の向上を図る目的以外にも、①スポーツや文化及び科学等の楽しさや喜びを味わう、②生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続したり、芸術文化等の活動に親しんだりする資質や能力を育てる、③体力の向上や健康の増進につながる、④教育課程の指導で身に付けたものを発展、充実、活用する機会になる、⑤部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる、⑥自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する、⑦自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす、⑧友情を深めるとともに学級内とは異なる人間関係の形成につながるなど、同じ目的を持った仲間と学級や学年を越えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられる。

部活動の実施の際には、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが求められる。また、生徒が取り組みたいスポーツや文化の種目、身につけたい技能等や記録の向上は様々であることから、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目の実施、複数校による合同実施など部活動の充実に向けて検討し、さらに、学校と地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び部活動顧問から提出された活動計画等を学校のホームページへの掲載等により

公表する。

イ 部活動顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- ① 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- ② 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）
- ③ 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

（２） 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 適切な休養日と活動時間の設定

（１） 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、原則として、次のとおりとする。

ア 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設定すること。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

ウ 1日の活動時間（移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。）は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

（2） 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという地域性や、目標の大会等（大会、コンクール、コンテスト、発表会をいう。以下同じ。）に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある学校の実態を考慮し、部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会や練習試合等により、1日の活動時間が（1）ウに抛り難い場合は、その後休養日を設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 適切な指導の実施

（1） 適切な指導

ア 校長及び部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員や外部指導者等。以下「部活動指導者」という。）は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り行われるものとする。

イ 部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場であり、部

活動指導者の指導の下で、部活動の意義が十分発揮できるように学校において計画する教育活動として適切に行われることが求められる。

部活動指導者は、日々の部活動において、共通の目標に向かって生徒と話し合い、励まし合い、高め合っていく活動を通して、担任や保護者とは違う面での生徒理解を深めることができる。そのためにも、部活動指導者には、①指導理念をもつ、②常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ、③生徒とともに学ぶ姿勢をもつ、④生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する姿勢をもつ、⑤生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ、⑥学校生活を大切にする姿勢をもつ、⑦先輩教員・同僚教員等から学ぶ姿勢をもつといった姿が求められる。

ウ 充実した指導のために必要な6つの事項

- ① 学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ② 適切な指導体制を整える。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ④ 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑤ 厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。
- ⑥ 継続的に、多様な面で指導力の向上を図る。

エ 指導上の留意事項

- ① 生徒の人権や人格を尊重すること。
- ② 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにすること。
- ③ 生徒の発育段階や実態(活動状況、健康状態等)を考慮して指導すること。
- ④ 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導すること。
- ⑤ 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がけること。
- ⑥ 生徒の志向(競技志向、大会志向、レクリエーション志向等)を踏まえ、勝利至上主義とならないこと。
- ⑦ 部活動顧問間や外部指導者などと役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくること。
- ⑧ 結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛すること。
- ⑨ 保護者との信頼関係を築き、理解を得ること。

オ 部活動顧問等

- (7) 部活動顧問は、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務(注意義務)があり、①潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、②潜在的な危険が重ならないようにする配慮、③二次的な事故

にならないようにする配慮などが求められる。

- (イ) 運動部の部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。文化部の部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- (ウ) 部活動指導者は、中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルや習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成）を活用して、ア及びオ(イ)に基づく指導を行う。

カ 部活動を支える組織として、顧問会議、キャプテン会・部会（ミーティング）がある。生徒が活発に活動を展開するための部活動の内容と方法を定期的に検討する組織として顧問会議を充実させたり、生徒による自主的な運営を高めていくためのリーダーの育成の役割を担うキャプテン会や部員同士や部員と部活動指導者がお互いの意見等を交換できる場としての部会（ミーティング）を定期的に開催することが必要である。

また、家庭や地域との連携も考える必要があり、保護者の理解と協力は不可

欠である。このため、部活動指導者と保護者が話し合う場を大切にし、相互の信頼関係を深めることが大切である。

(2) 不祥事の防止

学校部活動における体罰等の不祥事を防止するためには、部活動指導者一人ひとりが意識を高め、生徒の心身の健全な発達を担う部活動指導者として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することはもちろんのこと、学校として体罰等の不祥事を「しない」、「させない」、「許さない」という雰囲気を校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

ア 体罰の防止

体罰は、「学校教育法」第11条で禁止されている行為であり、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体において絶対にあってはならないものである。

(ア) 原因又は背景

- ・ 生徒と部活動指導者との間の信頼関係が構築されていない。
- ・ この程度なら体罰には該当しないという甘い認識や、懲戒についての理解不足により、その場の状況で感情的になり、行き過ぎた行動をとってしまう。
- ・ 部活動指導者は、「力で集団の秩序を維持することが効果的である」、「部活動には厳しい指導が必要である」という考えをもっており、「体罰も時には必要である」、「体罰は教育的効果がある」という誤った指導観を持っている。
- ・ 大会での成績や生徒のしつけについて、保護者が過度の期待や願いを持っている。
- ・ 保護者や地域等に対して、活動目標や指導方針について説明がなされていない。
- ・ 部活動指導者には、生徒に「勝つ喜び」を体験させたいという強い思いがあり、指導がうまくいかないことに対する焦りがある。等

(イ) 未然防止に向けて

- ・ 一時的な感情で行動しないための方法について研修する。
- ・ 人権に関する研修を計画的に実施する。
- ・ 体罰と懲戒の違いについて理解を深める。
- ・ 体罰に頼らない指導力の向上を図るための研修等を活用する。

- ・ 自主的に部活動に取り組む生徒を育成するための指導法について学び、長期的な視野に立って、根気強く指導する。
- ・ 生徒と向き合う時間を確保し、自主性や集団の中での自律性を育てる指導を心がける。
- ・ 部活動指導者が集まり、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について、共通認識を図る機会を設ける。

イ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

学校においては、部活動指導者と生徒との関係が固定されているため、生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、セクハラを起こしやすい環境にある。

部活動においては、部活動指導者の果たす役割は重要であるが、ともすれば、生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクハラを起こす要因になっている場合がある。

部活動指導者は、セクハラを受けた生徒が、学習や部活動への意欲を失ったり、部活動指導者に対する不信感を持ったりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、教職員として高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

ウ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止

パワハラは「職場の上下関係や権力を利用し、業務や指導などの適正なレベルを超えて、継続的に行われる強制や嫌がらせ」と定義されている。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると生徒を傷つけてしまう場合がある。また、その適正なレベルは生徒一人ひとり異なるので、生徒に見合った言動をとる必要がある。画一的な対応で生徒を育てることはできない。

また、生徒との良好な人間関係が形成されている場合の「この程度でパワハラと思われるわけがない」という過信には十分気を付けなければならない。

パワハラは、生徒が能力を発揮する機会を押しつぶし、阻害するものであり、個人の尊厳を傷つける人権侵害でもある。パワハラのない部活動づくりのためには、部活動指導者と生徒の相互が相手の人格の尊重と、相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、部活動指導者が地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりすることは、絶対に認められるものではない。

エ 部費の適正な管理

部費の事務処理については、学校という公の施設において教員により会計処理が行われていること、また、資金の拠出者である保護者への説明責任等を果たす必要があることから、県費外会計ではあるが、県費会計に準じた適正な事務処理が求められる。

(3) 事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るためには、個人や個々の部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境実現のため、取り組んでいく必要がある。

また、部活動には生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、部活動指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を有している。

事故は当然と考えるものではなく、また一方、活動が消極的になっても学習の効果が得られない。このため、学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。

イ 部活動を安全に進める上でのポイント

部活動中の事故防止においては、「安全学習」と「安全指導」の側面があるが、相互の関連を図りながら、計画的・継続的に進めることが重要であり、活動場面の違いや運動種目、活動分野等の特性により、安全対策を講じなければならない。同様に「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、また、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。

また、熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の部活動については、原則として行わないようにするものとする。

ウ 事故防止に対する取組

(ア) 連絡体制の整備

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、平素から全教職員に、どのような時に、どのような対応をするか周知され、共通理解が図られていることが大切である。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。

(ウ) 指導計画の作成と見直し

部活動の指導計画においては、短期（1週間から1か月）だけでなく、中・長期（1～3年）を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加したり、心身に負担を与えたりするだけでなく、以後の競技生活や健全な成長に悪影響を与えかねない。このため、発育発達の途上にある中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

また、練習計画を詳細に検討し実施したとしても、実際には、当初の計画との違いが生じてくることから、その日の天候、部員の健康状態や疲労状態等の状況を把握し、適時変更することはもちろんのこと、練習後に、その日の練習をふりかえり、指導及び練習方法、活動場所の変更、練習日時の変更などを検討する必要がある。

エ 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、部活動指導者は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。部活動指導者は、救急車に同乗し搬送先の病院を確認し、病院において保護者に状況を説明する。校長等の管理職は、保護者へ搬送先の病院等の連絡をするとともに、教育委員会へ第一報を入れ、病院へ向かう。

(4) 指導現場での応急処置

部活動中において、けがや事故が発生したときの指導現場における応急処置の主なものとして、①心肺蘇生法、②応急措置（RICE法（捻挫、打撲、骨折の疑いのとき）、③止血法、④頭部外傷への対策、⑤熱中症への対策があげられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置

ア 校長は、学校の実情に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

例)

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・レクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動 等

イ 市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、合同部活動や拠点校部活動等の取組を検討・推進する。

ウ 校長は、生徒一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする（p4, I 3 (1)ウを参照）などの工夫や配慮をする。

エ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。また、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(2) 外部指導者の活用

市教育委員会及び校長は、高度化・多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者、トレーナー等の外部指導者を活用し、学校部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じてスポーツ・文化芸術関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を

進める。

イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(4) 参加する大会等の精選

校長は、富山県中学校体育連盟が定める各学校の運動部が参加する大会数及び富山県中学校文化連盟が定める各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等（「幼・小・中学校教育指導の重点」 p108＜9 富山県児童・生徒の運動競技に関する基準＞参照）を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

また、参加する大会等や地域の行事、催し等に向けての合宿や遠征等の実施についても、年間の活動計画に位置づけるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

Ⅱ 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

学校部活動の運営が困難な状況になる前に、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が確保できるような仕組みをつくる必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を学校を含む地域で支えることや、生徒の心身の健全育成や安全確保を最優先とするという視点を有しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。

ただし、長年継続してきた学校部活動を地域クラブ活動へ展開して新たな環境の整備を進めるにあたっては、多くの関係者、例えば、行政、学校、保護者、地域のスポーツ・文化芸術団体、スポーツ協会、企業等が連携・協働して、計画的・段階的に取り組む必要があることから、滑川市では、地域の実情に応じて、関係者の共通理解の下、学校を含む地域全体で持続可能な地域クラブ活動への段階的な展開に取り組むこととし、ここでは、取組の方向性や環境整備の方法、運営体制等について示す。

2 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

(1) 検討体制の整備

① 推進協議会

ア 推進協議会を年3回程度、定期的を開催し、地域展開に係る整備方法やスケジュール、課題への対応、進捗状況の評価・分析等について協議し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討、実行する。

イ 協議会のメンバーは、市スポーツ協会、各競技団体、文化芸術団体、学校、PTA等及び市教育委員会事務局員とする。

ウ 協議内容については、必要に応じて市のホームページで情報発信する。

② 市教育委員会内の体制

ア 学校部活動が、社会教育としての地域クラブ活動へ展開するにあたり、市教育委員会の教育総務課と生涯学習・スポーツ課との協働による推進体制とする。

③ 学校の協力

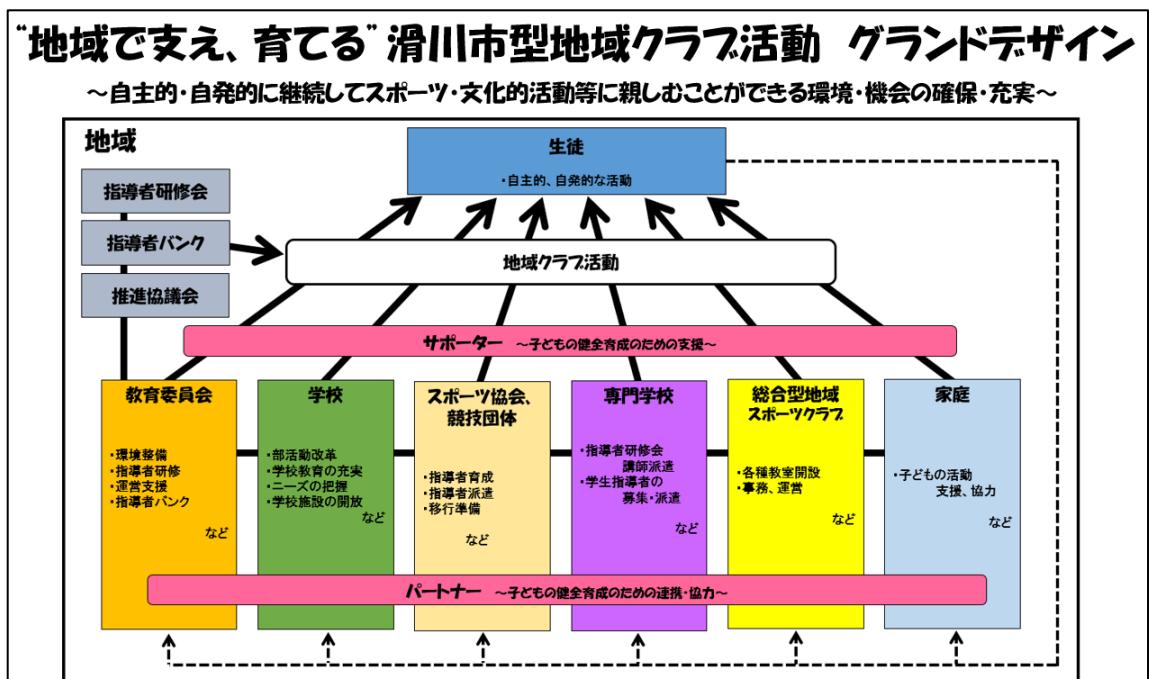
ア 学校は、生徒の教育に係る専門性と実績を生かし、地域クラブ活動の環境整備に関して、市の関係部署や地域のスポーツ・文化芸術団体と連携・協働する。

(2) 運営団体となる事務局の設置

地域クラブ活動の推進に向けて、スポーツ・文化芸術団体等との連携を図りながら、地域クラブ活動推進体制に係る環境整備全般の業務を行う事務局を設置する。当面の間、市教育委員会が運営団体となり、事務局の役割を担う。

事務局は、実施主体となるスポーツ・文化芸術団体、各協会、クラブチーム、学校等と連絡を密にして、円滑な運営が図られるよう努める。

(3) 推進体制（グランドデザイン）



3 適切な運営や効率的・効果的な活動に向けた体制整備

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒も含め、希望する全ての生徒を対象とする。また、所属する学校部活動とは異なる競技・種目の地域クラブ活動へも参加することができるものとする。

(2) 運営団体と実施主体

市教育委員会は、スポーツ・文化芸術関係団体等の協力を得ながら、地域クラブ活動の運営団体及び実施主体の整備・充実を支援する。その際の運営団体・実施主体は、持続可能な地域クラブ活動の推進に寄与する団体を想定する。

運営団体は、当面の間、市教育委員会がその役割を担い、地域クラブ活動推進体制に係る環境整備全般の業務を行う。

実施主体は、地域クラブ活動を実際に行うスポーツ・文化芸術団体とし、地域クラブ活動の運営を担い、活動の参加者に対して直接的な指導を行う。

(3) 関係者間の連携体制の構築等

ア 運営団体は、スポーツ・文化芸術団体、学校、PTA等の関係機関・団体等から構成される推進協議会を定期的に開催し、情報共有・連絡調整を行い、緊密な連携に努める。

イ 実施主体は、学校と連携し、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、生徒、保護者等に公表する。

ウ 運営団体や実施主体は、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含め管理責任の主体を明確にし、学校と定期的・恒常的な情報共有を行う。

(4) 指導者

① 指導者の質の保障

ア 運営団体は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、県の人材バンク等を活用するなど、専門性や資質・能力を有する指導者の把握に努めるとともに、地域クラブ活動への参画を促進すること。

イ 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、有資格の指導者等と連携したり、県や市が開催する指導者研修会、競技団体が実施する各種研修会等に積極的に参加したりするなど、資質向上に努めること。

ウ 運営団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処すること。

② 適切な指導の実施

ア 運営団体・実施主体は、「運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月文部科学省）」に準じた指導を行うとともに、参加者に対しても J S P O 等が設ける相談窓口や県スポーツ協会の相談窓口を周知し、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するものとする。

イ 指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うこと。

また、必要に応じて、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識の習得に努めること。

③ 指導者の量の確保

ア 運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、兼職兼業を希望する教師、企業関係者、競技・活動経験のある大学生など、様々な関係者から指導者を確保し、複数の指導者による適切な指導体制を整えること。

イ 市教育委員会は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。また、市教育委員会が兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校運営に支障がないことも勘案して許可する。

ウ 運営団体・実施主体においては、教師等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意すること。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」も参照しながら適切な労務管理に努めること。

(5) 活動場所の確保

ア 運営団体・実施主体は、中学校の施設をはじめとして、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設等の施設を幅広く活用し、活動場所の確保に努めること。

イ 中学校の施設を利用する場合は、学校部活動との連絡調整を図ることとし、当面の間は、活動場所の利用調整は部活動顧問を中心に行う。

ウ 地域クラブ活動が市内の体育施設、社会教育施設等を利用する際、学校部活動と同様の減免措置を受けられるよう所要の改正を行う。

(6) 適正な運営方法

① 活動内容

ア 運営団体・実施主体は、生徒の自主的・自発的な活動への参加を尊重し、勝利至上主義に陥ることなく、志向や体力の状況等に適したスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・提供することで、生徒の多様なニーズに応えられるよう努めること。

イ 運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について、学校の協力を得ながら生徒や保護者に周知すること。

② 費用負担

ア 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設利用料の減免等の支援を行う

とともに、経済的に困窮する家庭に対して参加費用の支援等に努める。

③ 保険の加入

ア 運営団体・実施主体は、参加生徒や指導者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けること。その際、競技特性及びこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な休養日と活動時間の設定

ア 地域クラブ活動の取り組み時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定すること。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ること。

イ 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

- ・ 平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をほかの休日に振り替える。
- ・ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日において年間52日以上休養日を確保する。

ウ 学校の長期休業中の休養日は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。

エ 1日の活動時間（移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く）は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

オ 目標の大会等に向けて、活動時間を増やす時期が必要な場合は、休養日及び活動時間について、上記の範囲内で学校と十分相談しながら設定する。

(2) 適切な指導

ア 指導者は、I 4(1)に準じ、下記の点の留意しながら、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するとともに、不祥事の防止に向けた取組を徹底する。

- ・ 体罰の根絶、セクハラ・パワハラ等の防止
- ・ 会費等の適正な管理、個人情報の適正な管理
- ・ クラブ内での人間関係への配慮
- ・ 事故防止のための継続的・定期的な安全点検
- ・ スポーツ障害の予防や熱中症への対策
- ・ 事故発生時の適切な対応と連絡体制の確立

イ 指導者は、県や市が主催する研修会に参加し、効果的な練習方法、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰・ハラスメントの根絶、救急救命法やAEDの使用方法等のほか、指導技術の担保や生徒への安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力に係る資質向上に努めるものとする。

ウ 指導者は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引き等を活用して指導を行う。

エ 市教育委員会は、本ガイドラインとは別に、「滑川市地域クラブ活動指導者心得」を作成し、示す。

(3) スポーツ外傷・障害、事故の防止と健康管理

① 活動前の準備等

ア 実施主体は、活動開始時に参加者の健康状態、疾病、傷病等の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるようにすること。

イ 活動施設、用具等については、安全確認を実施すること。

② 活動中の留意事項

ア 実施主体は、生徒一人ひとりの個人差、能力差に配慮した活動計画を作成し、活動内容がオーバーワークにならないように努めること。

イ 活動中は適切な活動時間と休憩時間を設定し、水分補給に留意すること。

③ 熱中症の防止

ア 高温多湿においては、暑さ指数（WBGT）等の数値をもとに、活動強度を軽くしたり、休憩を定期的にとったり、塩分・水分補給を確実に行うとともに、生徒の実態に応じて、活動時間の短縮や中止など柔軟に対応すること。

④ 活動中のけが、事故等の対応

ア 実施主体は、怪我や事故等に対して迅速・適切な対応ができるよう、医療機関や緊急連絡先等を整備するなど、安全管理体制を構築するとともに、事故等が発生した場合、速やかな応急手当、対応を行い、事故等の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な処置を講ずること。また、団体の責任者、当該生徒の保護者及び生徒の在籍校、運営団体への報告を行うこと。怪我や事故等により命に関わる場合は、即刻市教育委員会に報告すること。

イ 活動中の事故に対しては、加入している保険で手続きを行うこと。

⑤ 緊急時対応マニュアルの整備

ア 市教育委員会は、本ガイドラインとは別に、「滑川市地域クラブ活動緊急時対応マニュアル」を作成し、示す。

5 学校との連携

(1) 教育的意義

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から教育的意義をもちうるものである。

地域クラブ活動においても、学校部活動の教育的意義を、継承・発展させ、地域での発達段階やニーズに応じた多様な体験や、様々な世代との豊かな交流等を通じた学び等の新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、教育的機能を一層高めていくことが大切である。

(2) 情報の共有及び提供

ア 地域クラブ活動と学校部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動の間で、活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、生徒の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。兼職兼業により指導に携わる教師がいる地域クラブ活動においては、その教師の知見も活用するなど効率的・効果的に情報交換を行い、生徒や保護者等に対しても丁寧な説明が行われるよう配慮する。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動が本ガイドライン等に沿って適切に行われるよう、その取組状況等を適宜把握し、必要な助言・指導を行う。

ウ 市教育委員会及び校長は、市内で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者、市民にＩＣＴ等を活用し広報・周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動や行いたい活動を調べたり、選んだりできるようにする。